

○天理市心身障害者医療費助成条例

昭和48年3月31日条例第1号

改正

昭和48年10月1日条例第35号
昭和57年12月24日条例第17号
昭和60年3月30日条例第6号
平成6年9月26日条例第15号
平成10年3月27日条例第10号
平成17年3月28日条例第8号
平成20年3月24日条例第11号
平成22年6月29日条例第26号
平成23年3月30日条例第3号

天理市心身障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の心身の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

- (1) 天理市内に住所を有する1歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を受け、その程度がA1若しくはA2の者

2 前項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

(1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(証明書の交付等)

第4条 市長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第7条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、当該貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該

対象者の受給者資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第7条の3 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月1日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例の規定により受けた医療にかかる医療の助成については、なお、従前の例による。

附 則 (昭和57年12月24日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(天理市老人医療費助成条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の天理市老人医療費助成条例等の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日条例第6号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の天理市老人医療費助成条例等(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和59年10月1日(以下「適用日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の天理市老人医療費助成条例等の規定により適用日

以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行ったものとみなす。

附 則（平成6年9月26日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 （前略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し（中略）、第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成17年3月28日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 （前略）第4条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成22年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の天理市心身障害者医療費助成条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正前の条例第4条第1項に規定する証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、改正後の条例第2条第1項第2号の規定に該当して交付された改正後の条例第4条第1項に規定する証明書とみなす。
- 3 平成22年6月1日前に奈良県から交付された療育手帳の程度がAの者は、改正後の条例第2条第1項第2号に規定する療育手帳の程度がA1又はA2の者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成23年3月30日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。